

**東海第二発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請の補正及び  
東海発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について**

当社は、東海第二発電所の新規制基準適合性確認審査の申請に関し、原子炉施設保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という。）に提出しました。  
（2014年5月20日 お知らせ済み）

本日、東海第二発電所の重大事故等対処設備<sup>※1</sup>及び特定重大事故等対処施設<sup>※2</sup>について、原子炉設置変更許可等の内容を踏まえ、原子炉施設の保全のための活動を行う体制や手順の整備等、新たに運用面に対応すべき事項について反映した東海第二発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を規制委員会に提出しました。

また、これに伴い対応が必要となった事項を反映した東海発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書を規制委員会に提出しました。

当社は、引き続き、規制委員会の審査に真摯に対応するとともに、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまのご理解を得られるよう説明を尽くしてまいります。

※1：設計基準事故対処設備（安全設計上想定する事故が発生した場合に炉心の著しい損傷を防止するための設備）の機能が喪失した場合、炉心の著しい損傷を防止、原子炉格納容器の破損を防止、又は環境への放射性物質の放出を抑制するための設備

※2：原子炉建屋への故意による大型航空機衝突といったテロ行為等が発生した場合、遠隔で原子炉圧力容器や原子炉格納容器の冷却・減圧を行い、原子炉格納容器の破損を防ぐ施設

添付資料：原子炉施設保安規定変更認可申請の補正等の概要について

以 上

## 原子炉施設保安規定変更認可申請の補正等の概要について

### 1. 東海第二発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請の補正の概要

当社は、2018年9月26日に新規制基準への適合性確認審査に係る原子炉設置変更許可、2018年10月18日に工事計画認可、2021年12月22日に特定重大事故等対処施設に係る原子炉設置変更許可を受けました。

今回の補正は、2014年5月20日に申請した原子炉施設保安規定変更認可申請について、原子炉設置変更許可等の内容を踏まえ、原子炉施設の保全のための活動を行う体制や手順の整備等、新たに運用面に対応すべき事項について反映しました。

#### <主な補正内容>

- (1) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等、大規模損壊の発生時に原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する基本的事項を規定
- (2) 重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設を構成する設備について、運転上の制限<sup>\*</sup>等を規定

※：安全機能を確保するため、原子炉の状態毎に機器（ポンプ等）の必要台数、容量、性能を定めているもの

### 2. 東海発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請の概要

今回の申請は、東海第二発電所の新規制基準適合性審査の中で、東海発電所においても対応が必要となった事項について、原子炉施設保安規定に反映しました。

#### <主な申請内容>

- (1) 竜巻等により、東海発電所の廃止措置中に使用する資機材等が東海第二発電所の保安のために必要な施設及びアクセスルートに影響を与えないための管理を規定
- (2) 初期消火要員数及び配備する消防資機材の変更

以 上